２点目は、金融商品取引業者等の財務内容を重視した検査の実施です。証券市況の悪化に伴い金融商品取引業者の財務内容の悪化のリスクが高くなっていることに鑑み、これまでの法令違反行為の検証に加え、特に信用リスク、市場リスク、流動性リスク等財務の健全性を含めたリスク管理態勢全般を検査する態勢を強化してきています。昨年９月に開始した「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の中では、財務の健全性を含めたリスク管理全般の検査の態勢を構築するとともに、より効率的・効果的な検査を実現するために、予告検査の試行的な導入や検査中の対話の充実等見直しを行ってきています。

３点目は、新しい商品・取引への監視のあり方にかかる検討です。昨年の世界的な金融危機以降、ＣＤＳ（Credit Default Swap）と呼ばれる信用デリバティブの存在が大きな注目を集めました。証券監視委としては、ＣＤＳを含む店頭デリバティブ取引の透明性向上のための市場における各種取組みと並行して、それらを悪用した不公正取引のリスクの観点に立った実態把握を行い、それに基づき実効的な監視のあり方について検討を行ってきています。

４点目は、不公正取引の監視に関する国際的連携の強化です。G20（主要20カ国・地域金融サミット）、ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）等における国際的議論への貢献や海外当局との情報交換等を通じ、市場での不公正取引監視における国際的な連携を強化しました。その結果、犯則事件の調査においては、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）の協力を得て、初めてクロスボーダーのインサイダー取引について告発を行いました。

５点目として、市場監視を通じて得られた市場の変化等を踏まえた制度面でのルール等の整備に向けた積極的な貢献です。昨年７月に公表した外国為替証拠金取引業者に対する検査の結果、投資者を保護するための制度に問題点があることから、外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しや適切な保証金の預託など、当該業者に対する規制のあり方について、本年４月金融庁長官に対し建議を行いました。また証券取引所、日本証券業協会等自主規制機関との間でも、市場の諸問題に関する認識を共有し、自主規制機関によるルール、諸規則の策定を働きかけてきています。

以上のように金融危機に対応した監視強化の取組みと併せ、日常的な市場監視においても、本年１月から、全国の証券会社と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するためのシステムである「コンプライアンスＷＡＮ」が稼動しており、データ授受にかかる時間の短縮及びセキュリティレベルの向上が実現されています。

2　今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、日常的な市場監視を行うことに加え、国際的な金融危機下での市場の混乱に乗じた不公正取引のリスクに対して迅速かつ的確に対応してきました。

しかしながら、市場の混乱及び実体経済への影響の拡大に伴い、引き続き不公正取引のリスクは高いと考えられ、実効的な市場監視の必要性は依然として高いと考えられます。

証券監視委としては、不公正取引の監視を遂行するうえで、より一層のスピード感をもって対応するとともに、将来のリスクを見据えながら、市場で顕在化しつつある重要な問題に迅速に対応していくという姿勢に立って監視を強化する必要があると考えています。そのためにも、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査それぞれの特性を最大限発揮できるような調査手法を戦略的に組み合わせることによって、より実効性のある監視態勢を構築してまいります。

またそのために、金融庁、関係当局、自主規制機関、海外監視当局等との連携を一層強化するとともに、市場規律の強化に向けて、上場企業、金融商品取引業者、弁護士、公認会計士やその他市場参加者との連携及び情報発信をさらに積極化させていきます。

第１章　組織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成４年７月に第１期が始まり、平成19年７月20日から第６期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ就任している。

２　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長、（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課が置かれている。(注２)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成20年度（注３）22人、平成21年度22人）が認められ、平成21年度末で合計374人の体制となっている。

(注１)　平成19年７月１日から従前の１名から２名に増員された。

(注２)　平成18年７月１日に、従来の総務検査課及び特別調査課の２課体制から現行の５課体制に拡充された。

(注３)　年度とは、４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。以下同じ。

⑴　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。

⑵　市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

⑶　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。

⑷　課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。

⑸　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成20年度20人、平成21年度25人）が認められ、この結果、平成21年度末の定員は、合計で300人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

㈱　証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　市場分析審査

第１　概説

証券監視委は、市場分析審査として、常日頃から幅広く、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を収集・分析しており、こうした中で、不公正取引の疑いのある事案についての審査や、市場動向の分析を行っている。

これは、金融・資本市場における取引状況等について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

平成20事務年度の特色としては、まず、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである「コンプライアンスＷＡＮ」の利用開始（平成21年１月）が挙げられる。これは、証券監視委の重点施策のひとつである「自主規制機関などとの連携」の取組みに沿ったものとなっている。